

2020 年度 新型コロナウイルス感染拡大による特別活動支援金申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団の設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、 支援金事業を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大により、今回特別に緊急救援ならびに人道支援活動に対して支援金を交付いたします。

2. 支援対象・期間

新型コロナウイルスの感染拡大により生じる緊急救援、ならびに人道支援(社会的弱者に対する支援、社会福祉向上、児童又は青少年の健全な育成など)に取り組む活動で、2020年4月1日~2021年3月31日に実施される事業を支援対象とします。

3. 申請条件

- 日本国内で活動する団体(学校を含みます。法人格の有無は問いませんが、すでに支援金対象分野において1年以上の活動実績があること)
- 日本の公益に寄与することを目的として、活動の成果を日本国内に還元できる活動
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動でないこと
- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

4. 支援金額

- 1件 100 万円を上限とします。
- *申請団体と雇用関係にある人の人件費や通勤費等は申請できません。
- *報告時に支出の内容を確認するため、支援金を含めた事業全体の経費について領収書の写し等、証憑書類の添付が必要となります。

5. 選考について

選考と結果の通知

本支援金は、緊急性の高い事業の申請が多くを占めることが予測されるため、申請書を 受領した事業から順次選考します。選考は、当財団の活動支援金選考委員会にて行いま す。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や当財団による申請者へのヒアリングを実 施する場合があります。

選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。採否の理由に関するお問い合わせに ついては回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

審査基準

- 応募する団体が申請条件を満たしているか
- 事業の目的と内容が明確で、趣旨にふさわしいか
- 事業実施の計画性・実現可能性
- 事業が社会へ及ぼす影響、インパクト

6. 申請~支援金交付までのスケジュール

申請	・2020年4月13日~6月6日
交付決定	・申請があった事業から順次選考し、採否をメールで連絡
実施	・2020年4月1日~2021年3月31日
報告	・事業を終了した月の翌月末までに、実施報告書と収支報告書の提出
	・2021 年 3 月実施の事業は 2021 年 3 月 31 日までに提出
送金	・事業報告書及び収支報告書を当財団が承認後、2 週間以内に送金

事業実施後の報告について

支援金を受けた事業は、事業を終了した月の翌月末まで(3月実施の事業は3月31日まで)に、所定の用紙で下記を提出してください。

- ① 新型コロナウイルス感染拡大による特別活動支援金事業実施報告書(所定の用紙を HPよりダウンロード、固有名詞など必要なところ以外は日本語で作成する)
- ② 事業全体の支出に関する証憑書類(コピー可)
- ③ 実施要項、記録写真、案内チラシ、プログラムなどの参考資料*報告内容や写真を当財団の HP、FB に掲載させていただくことをお願いする場合があります。

支援金の交付・取消し・減額について

- ① 支援額は、選考時に申請に基づき査定し暫定的に決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。
- ② 支援金の交付手順は、下記から選択していただくことが可能です。

【交付暫定額全額を前払い】

交付暫定額を全額前払いし、発生しなかった費用があれば、事業報告書及び収支報告書を当財団が承認後に交付団体から返金する

【交付暫定額の50%を前払い】

交付暫定額の50%を前払いし、事業報告書及び収支報告書を当財団が承認後、残額 を送金する

【交付額全額後払い】

事業報告書及び収支報告書を当財団が承認後、交付額全額を送金する

- ③ 支援を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。
 - ・ 当財団の承認を得ない事業への変更及び中止
 - ・ 申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・ 支援金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・ その他、当財団が不適当と認めたとき
- ④ 最終的な支援金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不適当と認められる支出に関しては、暫定的な支援決定額から減額することがあります。

7. その他注意事項

- ① 事業の内容、及び予算(費目の追加・変更等)を変更しようとするときには、あらか じめ当財団の承認を受ける必要があります。
- ② 事業を実施する際は、広報宣伝物(チラシやポスター、ウェブサイト、SNS など)、 配布物(プログラム、参加者募集、資料、後日作成の報告書など)などにウェスレー 財団の名称およびロゴマークとともに、当財団の支援事業であることを必ず明記して ください。また、報告書に各 1 部を添付してください。
- ③ 支援を決定した事業は、当財団 HP にて公表します。

8. 申請方法

申請受付期間

2020年4月13日~6月6日

- ① ウェスレー財団 HP より申請書類をダウンロード、固有名詞など必要なところ以外は 日本語で作成してください。
- ② 団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告、申請事業予算に関する見積書などの資料があれば添付してください。
- ③ 申請書類を当財団に郵送及びメール添付で提出してください。
- ④ 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。 grant@wesley.or.jp 担当者:生原(はいばら)

申請書郵送先

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301 ウェスレー財団 支援金事業係

申請書添付メール提出先

grant@wesley.or.jp

以上